

国民健康保険からのお知らせ 国保と交通事故



交通事故や傷害事件など、第三者の不法行為によって病气やケガをした場合、治療に要した費用は、被害者自身が負担する。国保による一時立てかえは、被害者が医療費の全額を負担すべきもので、あくまでも国保は加害者にかわって、一時立てかえということになり

医療費は加害者が負担

者に過失がない限り加害者が全額を負担しなければなりません。しかし、弁償が遅れたり、不十分だった場合には、国保を使って治療を受けることができます。(加害者から現実的に治療費を受けとていれば国保は使えません。)

国保で治療を受けるとき

このようにとき国保で治療を受ける場合は、「第三者行為による被害届」が必要になります。他に事故証明などの書類も必要なので、早めに国保係にご相談ください。

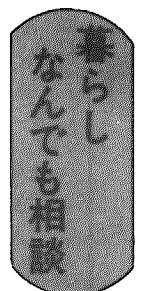


剣道教室加入者(一般)募集しています

剣道教室では、次により一般加入者を募集しています。

- △趣旨 教室をとおして技術向上と会員相互の親睦をはかる。
- △練習日時 毎週土曜日午後七時より
- △練習場所 横越小学校体育館
- △経費 保険料一、三〇〇円その他用具代等
- △申し込み・問い合わせ 横越村公民館内体育協会事務局へ

日常の生活の問題をはじめ、法律、健康のことなど、私たちの身のまわりを見渡してみても、一人では解決できない事柄が随分たくさんあります。問題は早く解決して、明るく楽しい毎日を過ごしたいものです。暮らしのあらゆる諸問題に、各分野の専門家が親切にねいにお答えします。



公共下水道事業の内訳

| 事業名 | 事業費 | 融資額 |
|--------------|---------|--------|
| 二本木汚水幹線二管渠工事 | 200,000 | 31,500 |
| 横越地内枝管渠工事 | 100,000 | 59,400 |
| 計 | 300,000 | 90,900 |

相談は無料ですので、あなたの暮らしの良きパートナーとして、ぜひお役立てください。○ご相談は郵便で申し込み方法は、相談用紙(労働金庫本店に所定の用紙等あり、所定用紙以外でも可)に住所・氏名・年齢・職業と相談内容をご記入の上、返信用封筒を同封し、次の所へお送りください。〒九五一 新潟市寄居町三三三番地三八 新潟県労働金庫内 働新潟県労働者福祉厚生財団「暮らしなんでも相談室」

標準小作料据え置き 田四〇、〇〇〇円・畑一、〇〇〇円

三年毎に見直ししている横越村の標準小作料は、本年度も別表のとおり据え置きとなりました。小作料は、貸し手と借り手の話し合いにより決めることになっていますが、標準となるものがなくては決めにくいというところで、標準小作料が定められています。

農地の貸し借りは正しいルートで

農地の小作料は、契約を締結した翌日から三〇日以内に農業委員会に通知することになっておりますので忘れずに届出をお願いします。

田の部 (10アール当たり)

| 農地の区分 | 地域 | 小作料の標準額 | 備考 |
|-------|-----------------|---------|------------|
| 第1地区 | 山内・大谷内・焼山の旧村内全域 | 40,000 | 水稻収量 576kg |
| 第2地区 | 山内・大谷内・焼山の旧村内全域 | 31,000 | 水稻収量 525kg |

ただし、転作田にかかる小作料は、貸人、借人、それぞれ別途協議すること。

畑の部 (10アール当たり)

| 農地の区分 | 小作料の標準額 | 備考 |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 全域 | 11,000 | だいこん 収量 2,300kg ばれいしょ 収量 3,500kg |

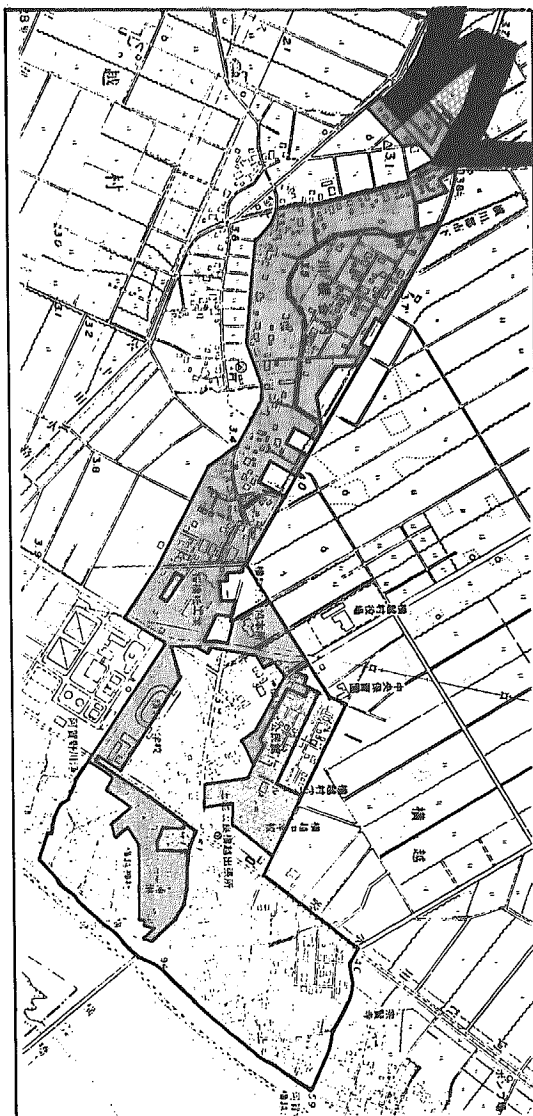
上記標準小作料額の適用は同年4月1日よりとする。

出しましょう。(契約内容を変更する場合も同様)

横越中地区の一部区域 川根谷内地区

3月31日から 下水道供用開始

今回の供用開始面積は 5ha



今回供用開始区域
供用開始済区域

川根谷内地区の字梅ノ木の一部及び、横越中地区の字新田郷、字上郷の一部区域は、皆さんのご協力により工事が完了し、三月三十一日から下水道が使用できるようになりました。

三年以内に公共汚水ますに接続を

供用開始の公示がされると各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備(個人施工)を、すみやか(三年以内)に造るよう法律で義務づけられています。

自家用の浄化槽は

すでに浄化槽を使用しているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道

今回の供用開始区域の場合

昭和六十二年三月三十一日から昭和六十五年三月三十一日までに、水洗トイレに改造していただくこととなります。なお、昭和五十九年十月一日に供用開始している川根谷内の区域では、昭和六十二年九月三十日までに、水洗トイレに改造しなければなりませんので、まだ改造されていない方は、

い方は、それまでに改造されるようお願いいたします。

工事費はどのくらいかかる

宅地内の排水設備工事は、個人負担となります。工事費は家の状態などによって異なりますが、標準的には三十万円前後かかります。(大工左官などの費用は含まれません。)

申し込みは指定工事業者へ

排水設備や水洗トイレを造るときは、村長の指定する指定工事業者に依頼しなければなりません。(指定工事業者以外では工事ができないことになっていきます。)

横越村排水設備等指定工事業者一覧表

| 工事業者名 | 所在地 | 電話 |
|---------|------------------|---------------|
| 伊藤工業 | 京ヶ瀬村大字窪川原243番地 | (0250)67-2626 |
| 小木工業 | 亀田町元町3丁目5番43号 | 382-3171 |
| 風間建設工業 | 曙町307番地 砂崩 | 381-4962 |
| 神田設備工業 | 横越村大字横越3544番地 | 385-2369 |
| 佐藤工業所 | 亀田町稲葉2丁目9番1号 | 381-3507 |
| 新設工業所 | 曙町1丁目1番47号 | 381-4633 |
| 山田水道工事店 | 横越村大字二本木1257番地の4 | 381-4614 |

※詳しいことは、役場企業課にお問い合わせください。

下水道の使用を開始しますと処理場や管きよなどの維持管理費として、汚水量に応じて下水道使用料をいただくこととなります。

下水道使用料の汚水量はどう計る

下水道の使用を開始しますと処理場や管きよなどの維持管理費として、汚水量に応じて下水道使用料をいただくこととなります。

融資制度が利用できます

村では、水洗トイレが早く行きたるよう排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資(大工、左官などの費用は除く)のあっせんをします。また、その利子の一部を補給します。

- ① 融資あつせんの条件
 - 1. 処理区域内の建築物の所有者および土地の所有者の同意を得た方。
 - 2. 村税および下水道受益者負担金を滞納していない方。
 - 3. 貸付けを受けた資金の返済能力を有する方。
- ② 連帯保証人一名を付すことができる方。
- ③ 工事一件について三十万円が限度です。
- ④ 融資利率
 - 1. 金融機関と協定した利率となります。
 - 2. 融資時期
 - 1. 工事が終了検査合格後となります。
 - 2. 償還方法
 - 1. 最高三十六回の元金均等月賦償還です。
 - 2. 利子補給
 - 1. 供用開始した日から一年以内に水洗化した方。利子の半額を補給。

簡易保険・郵便年金

積立金還元融資により工事はかどる

昭和六十一年度の公共下水道事業は総事業費三億円で施行され、このうち九千九十万円は、みなさんが利用されている郵便局の簡易保険や郵便年金の積立金より、還元融資を受けたものがあります。この融資は、長期返済で低利なものとして幅広く利用されています。

なお、横越村に於ける昭和六十一年度の融資内訳は、次のとおりです。